

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>茂原市立幼稚園給食実施要綱 令和元年茂原市教育委員会告示第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茂原市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）で実施する給食について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第2条 給食の対象は、市立幼稚園に在園する園児及び職員とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めた者については、給食を実施することができる。</p> <p>(給食の調理)</p> <p>第3条 給食の調理は、茂原市立五郷幼稚園で行うものとする。</p> <p>(献立予定表の交付)</p> <p>第4条 茂原市立五郷幼稚園の園長（以下「五郷幼稚園長」という。）は、献立予定表を市立幼稚園の園長（以下「園長」という。）を経て給食の提供を受けている者に毎月交付しなければならない。</p> <p>2 五郷幼稚園長は、前項の規定により交付した献立予定表の給食ができなくなったときは、速やかに園長を経て給食の提供を受けている者に通知しなければならない。</p> <p>(給食費)</p> <p>第5条 給食費は、給食の提供を受ける園児の保護者及び職員その他給食の提供を受ける者が負担する。</p> <p>2 給食費の額は、1食当たり270円とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等のやむを得ない事由において飲用の牛乳を提供しない場合又は飲用の牛乳のみ提供する場合は給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1食当たりの牛乳代は、当該年度の契約における牛乳の単</p>	<p>茂原市立幼稚園給食実施要綱 令和元年茂原市教育委員会告示第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茂原市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）で実施する給食について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第2条 給食の対象は、市立幼稚園に在園する園児及び職員とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めた者については、給食を実施することができる。</p> <p>(給食の調理)</p> <p>第3条 給食の調理は、茂原市立五郷幼稚園で行うものとする。</p> <p>(献立予定表の交付)</p> <p>第4条 茂原市立五郷幼稚園の園長（以下「五郷幼稚園長」という。）は、献立予定表を市立幼稚園の園長（以下「園長」という。）を経て給食の提供を受けている者に毎月交付しなければならない。</p> <p>2 五郷幼稚園長は、前項の規定により交付した献立予定表の給食ができなくなったときは、速やかに園長を経て給食の提供を受けている者に通知しなければならない。</p> <p>(給食費)</p> <p>第5条 給食費は、給食の提供を受ける園児の保護者及び職員その他給食の提供を受ける者が負担する。</p> <p>2 給食費の額は、1食当たり270円とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等のやむを得ない事由において飲用の牛乳を提供しない場合又は飲用の牛乳のみ提供する場合は給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1食当たりの牛乳代は、当該年度の契約における牛乳の単</p>

改正後	現 行
<p>価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下「1食当たりの牛乳代」という。）とする。</p> <p>(1) 飲用の牛乳を提供しない場合 1食当たりの給食費の額から1食当たりの牛乳代を減じて得た額</p> <p>(2) 飲用の牛乳のみを提供する場合 1食当たりの牛乳代</p> <p>4 前項に規定する場合を除くほか、食物アレルギー対応による給食費の減額は行わない。</p> <p>(給食費の変更)</p> <p>第6条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により変更した給食費の額を園長を経て園児の保護者に通知するものとする。</p> <p>(給食費の納付)</p> <p>第7条 毎月の給食費は、翌月末日までに市が指定する金融機関に納付しなければならない。</p> <p>(副食費の免除)</p> <p>第8条 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茂原市条例第13号）第13条第4項第3号ア又はイに規定する者については、給食費のうち副食の提供に要する費用として1食当たり250円を免除する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下「1食当たりの牛乳代」という。）とする。</p> <p>(1) 飲用の牛乳を提供しない場合 1食当たりの給食費の額から1食当たりの牛乳代を減じて得た額</p> <p>(2) 飲用の牛乳のみを提供する場合 1食当たりの牛乳代</p> <p>4 前項に規定する場合を除くほか、食物アレルギー対応による給食費の減額は行わない。</p> <p>(給食費の変更)</p> <p>第6条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により変更した給食費の額を園長を経て園児の保護者に通知するものとする。</p> <p>(給食費の納付)</p> <p>第7条 毎月の給食費は、翌月末日までに市が指定する金融機関に納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

附 則（令和元年X月X日茂原市教育委員会告示第X号）
この告示は、令和元年10月1日から施行する。